皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月二十八日ベルー国の独立記念日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、消防庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年７月29日

消防庁長官　青木　信之

消防庁防災業務計画の修正要旨

１　修正の要旨　消防庁は、災害対策基本法第34条第１項に基づく防災基本計画の修正等を踏まえ、消防庁防災業務計画について、所要の修正を行った。

２　施行年月日　平成28年７月29日

大淀川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年七月十四日に、大淀川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

平成二十八年七月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成28年７月29日

金融庁長官　森　　信親

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　スパークス・ジャパン・リアル・アセット・プロパティーズ・ファンド・ワン・エルピーの業務執行組合員等である
　名称　スパークス・リアル・エステート・インベストメント・リミテッド
　住所　ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、エルギン・アベニュー190、インタートラスト・トラスティーズ、リミテッド気付

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　Mistletoe株式会社
　住所　東京都千代田区神田淡路町一丁目１番地

⑵　名称　ＭＵＬリアルティインベストメント株式会社
　住所　東京都千代田区大手町二丁目２番１号

⑶　名称　永和不動産株式会社
　住所　東京都千代田区有楽町一丁目５番１号

⑷　名称　株式会社Ｆ．Ｏ．インターナショナル
　住所　兵庫県神戸市中央区三宮町２－４－１

⑸　名称　株式会社青山財産ネットワークス
　住所　東京都港区赤坂八丁目４番14号

⑹　名称　株式会社ジャパン・フード・サービス
　住所　兵庫県西宮市平松町２番32号

⑺　名称　株式会社ジョイント・コーポレーション
　住所　東京都渋谷区東三丁目16番３号

⑻　名称　公益財団法人東京財団
　住所　東京都港区赤坂一丁目２番２号日本財団ビル３階

⑼　名称　三菱自動車工業株式会社
　住所　東京都港区芝五丁目33番８号

⑽　名称　ケーエフエス・ベンチャーキャピタル・インク
　住所　米国デラウェア州ドーバー、ウォーカーロード874、スイートＣ

⑾　名称　東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッド
　住所　60アンソンロード、＃13―03メイプルツリーアンソン、シンガポール079914

⑿　名称　ドヴテイル　リミテッド
　住所　英国西インド諸島、アンギラ、バリー、バブローズ　コマーシャル　コンプレックス、ピーオーボックス1341

⒀　名称　ピーエフシー　インターナショナル　カンパニー　リミテッド
　住所　1105号室、ザ・セントリアム　11階、60ウィンダムストリート、セントラル、香港

⒁　名称　プライムサン・アセッツ・（ホンコン）・リミテッド
　住所　中華人民共和国香港特別行政区、コーズウェイベイ、レイトン・ロード77、レイトン・センター11階、1120及び1122号室

⒂　名称　アールディーアイ特定目的会社
　住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

⒃　名称　佐々野俊彦
　住所　東京都杉並区上荻４―11―１

⒄　名称　シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド
　住所　シンガポール　049319、＃10―06、コリヤー・キー20

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成28年８月１日から平成30年７月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成28年７月29日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者
　名称　三浦　恵美
　変更後の所在地　千葉県館山市坂田589番２号

２　名称の変更のあった者
　変更前の名称　三浦　恵美
　変更後の名称　川邊　恵美

工場財団

東京都千代田区有楽町一丁目10番１号**ヨシモトポール株式会社**の工場財団に、群馬県藤岡市中栗須字光明191番地ヨシモトポール株式会社藤岡第二工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年７月29日

前橋地方法務局高崎支局

東京都千代田区有楽町一丁目10番１号**ヨシモトポール株式会社**の工場財団に、群馬県藤岡市中栗須字光明196番地１ヨシモトポール株式会社藤岡第三工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年７月29日

前橋地方法務局高崎支局

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス**ＮＲＥ国東合同会社**の大分県国東市武蔵町内田字クヅレ影2162番地14ＮＲＥ国東太陽光発電所の工場財団の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年７月29日

大分地方法務局杵築支局

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第23号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、却下の通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に通知の内容を掲示した。

記

⑴出願地　沖縄県うるま市（旧中頭郡与那城村）
　出願人　沖縄県那覇市牧志町一丁目494番地　大城　宗武

⑵出願地　沖縄県南城市（旧島尻郡知念村）　出願人　沖縄県那覇市牧志町一丁目494番地　大城　宗武

平成28年７月29日

内閣府沖縄総合事務局長